

# 成田市情報セキュリティポリシー

令和7年4月改正

成 田 市

# < 目 次 >

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 序 成田市情報セキュリティポリシーの構成         | 1 |
| 第1章 情報セキュリティ基本方針             | 2 |
| 1 目的                         | 2 |
| 2 定義                         | 2 |
| (1) ネットワーク                   | 2 |
| (2) 情報システム                   | 2 |
| (3) 情報資産                     | 2 |
| (4) 情報セキュリティ                 | 2 |
| (5) 職員                       | 2 |
| (6) 委託事業者                    | 2 |
| (7) 機密性                      | 3 |
| (8) 完全性                      | 3 |
| (9) 可用性                      | 3 |
| (10) 基幹系(マイナンバー利用事務系)        | 3 |
| (11) 情報系(LGWAN系)             | 3 |
| (12) インターネット接続系              | 3 |
| (13) 無害化通信                   | 3 |
| 3 情報セキュリティポリシーの対象範囲          | 3 |
| 4 職員等及び委託事業者の義務              | 3 |
| 5 情報セキュリティ組織体制               | 3 |
| 6 情報資産の分類と管理                 | 4 |
| 7 対象とする脅威                    | 4 |
| (1) 物理的脅威                    | 4 |
| (2) 人的脅威                     | 4 |
| (3) 技術的脅威                    | 4 |
| 8 情報セキュリティ対策                 | 4 |
| (1) 情報システム全体の強靱性の向上          | 4 |
| (2) 物理的セキュリティ対策              | 5 |
| (3) 人的セキュリティ対策               | 5 |
| (4) 技術的セキュリティ対策              | 5 |
| (5) 運用                       | 5 |
| (6) 業務委託と外部サービス(クラウドサービス)の利用 | 5 |
| 9 情報セキュリティ対策基準の策定            | 5 |
| 10 情報セキュリティ実施手順の策定           | 5 |
| 11 情報セキュリティポリシーの公開           | 5 |
| 12 情報セキュリティ自己点検の実施           | 6 |
| 13 見直しの実施                    | 6 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第2章 情報セキュリティ対策基準           | 7  |
| 1 組織体制                     | 7  |
| (1) 最高情報セキュリティ責任者(CISO)    | 7  |
| (2) 統括情報セキュリティ責任者          | 7  |
| (3) 情報セキュリティ責任者            | 8  |
| (4) 情報セキュリティ管理者            | 8  |
| (5) 情報システム管理者              | 8  |
| (6) 情報システム担当者              | 8  |
| (7) ICT推進リーダー              | 8  |
| (8) セキュリティ対策チームの設置・役割      | 9  |
| 2 情報資産の分類と管理               | 9  |
| (1) 情報資産の分類                | 9  |
| (2) 情報資産の管理                | 11 |
| 3 情報システム全体の強靱性の向上          | 13 |
| (1) 基幹系(マイナンバー利用事務系)       | 13 |
| (2) 情報系(LGWAN接続系)          | 13 |
| (3) インターネット接続系             | 13 |
| 4 物理的セキュリティ                | 14 |
| (1) サーバ等の管理                | 14 |
| (2) 管理区域                   | 15 |
| (3) 通信回線及び通信回線装置の管理        | 16 |
| (4) 職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理 | 16 |
| 5 人的セキュリティ                 | 17 |
| (1) 職員等の遵守事項               | 17 |
| (2) 研修                     | 18 |
| (3) 情報セキュリティインシデント等の報告     | 19 |
| (4) ID及びパスワード等の管理          | 20 |
| 6 技術的セキュリティ                | 20 |
| (1) 情報システムの管理              | 20 |
| (2) アクセス制御                 | 26 |
| (3) システム調達、導入、保守等          | 27 |
| (4) 不正プログラム対策              | 29 |
| (5) 不正アクセス対策               | 30 |
| (6) セキュリティ情報の収集            | 31 |
| 7 運用                       | 31 |
| (1) 情報システムの監視              | 31 |
| (2) 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認   | 32 |
| (3) 侵害時の対応等                | 32 |

|     |                                         |    |
|-----|-----------------------------------------|----|
| (4) | 例外措置                                    | 33 |
| (5) | 法令遵守                                    | 33 |
| (6) | 懲戒処分等                                   | 33 |
| 8   | 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用                | 34 |
| (1) | 業務委託                                    | 34 |
| (2) | 情報システムに関する業務委託                          | 36 |
| (3) | 外部サービス（クラウドサービス）の利用(機密性2以上の情報を取り扱う場合)   | 36 |
| (4) | 外部サービス（クラウドサービス）の利用(機密性2以上の情報を取り扱わない場合) | 39 |
| 9   | 評価・見直し                                  | 39 |

## 序 成田市情報セキュリティポリシーの構成

「成田市情報セキュリティポリシー」（以下「情報セキュリティポリシー」という。）は、成田市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

情報セキュリティポリシーは、情報資産を取り扱う職員、非常勤職員等（以下「職員等」という。）及び委託事業者に浸透、普及、定着させる必要があることから安定的な規範であることが要求される。

また一方では、情報処理技術や情報通信技術の進展に伴い、情報セキュリティに対する急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ対策における基本的な方針を「情報セキュリティ基本方針」として、また、この基本方針に基づき、全ての情報システム、情報ネットワークに共通する情報セキュリティ対策の基準として「情報セキュリティ対策基準」の2階層に分けて策定することとする。

また、「情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた「情報セキュリティ実施手順」を策定することとする（下表参照）。

なお、情報セキュリティポリシーは、行政系ネットワーク（マイナンバー利用事務系およびL G W A N接続系）で取り扱われる情報資産に対し適応し、教育系ネットワークで取り扱われる情報資産については、成田市学校情報セキュリティポリシーを準用するものとする。

### 情報セキュリティポリシーの構成

| 文 書 名           |              | 内 容                                                      |
|-----------------|--------------|----------------------------------------------------------|
| 成田市情報セキュリティポリシー | 情報セキュリティ基本方針 | 情報セキュリティ対策に関する統一적かつ基本的な方針。                               |
|                 | 情報セキュリティ対策基準 | 情報セキュリティ基本方針を実行に移すための全てのネットワーク及び情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準。 |
| 成田市情報セキュリティ実施手順 |              | ネットワーク及び情報システム毎に定める情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順。            |

# 第1章 情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

成田市は、市民サービスの向上を実現するため、情報システムやネットワークを使用して行政運営に関する住民情報等、重要な情報資産を取り扱っている。

万が一、これらの情報が外部へ漏えいした場合は、極めて重大な結果を招くことが予想される。

従って、市民の財産及びプライバシー等への被害を発生させないために、情報資産や情報システム及びネットワークに対する不正アクセス、情報資産の漏えい等の脅威から保護することが必要となっている。

このようなことから、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報資産

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

### (4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### (5) 職員

情報資産を取り扱う全ての職員(市長部局、教育委員会、消防本部(消防署含む)で勤務する全ての職員(会計年度任用職員含む。))

### (6) 委託事業者

情報システムの開発、更新、運用等を委託した事業者をいう。

(7) 機密性(confidentiality)

情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性(integrity)

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性(availability)

情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) 基幹系（マイナンバー利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務等）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(11) 情報系（L GWAN接続系）

L GWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(12) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(13) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

### 3 情報セキュリティポリシーの対象範囲

情報セキュリティポリシーの対象範囲は、成田市役所各部課等、各支所、各行政委員会等の事務局及び各課等、消防本部各課及び消防署等、関連各施設等のネットワーク接続機関とする。

### 4 職員等及び委託事業者等の義務

職員等及び委託事業者等は、情報セキュリティの重要性について統一された認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守するものとする。

### 5 情報セキュリティ組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立する。

## 6 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

## 7 対象とする脅威

情報セキュリティポリシーを策定するうえで、情報資産への脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべきものは次のとおりである。

### (1) 物理的脅威

地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止、大規模・広範囲にわたる疫病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全、電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

### (2) 人的脅威

情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、業務委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

### (3) 技術的脅威

不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の搾取、内部不正等

## 8 情報セキュリティ対策

上記7で示した脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

### (1) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- ① 基幹系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ② 情報系においては、L G W A N と接続する業務用システムと、インターネット接続系との通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- ③ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度の情報セキュリティ対策として、千葉県自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。



(2) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するために物理的な対策を講ずる。

(3) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員等及び委託事業者等に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策を講ずる。

(4) 技術的セキュリティ対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(5) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応マニュアルを策定する。

(6) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

## 9 情報セキュリティ対策基準の策定

前項の情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、遵守すべき項目や判断基準を統一する必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した「情報セキュリティ対策基準」を定めるものとする。

## 10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた「情報セキュリティ実施手順」を策定するものとする。

## 11 情報セキュリティポリシーの公開

情報セキュリティポリシーは、本市の情報セキュリティ対策の指針であることから、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準は公開とする。ただし、情報

セキュリティ実施手順は、詳細なセキュリティ対策を示したもので、公にすることにより行政運営に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、外部への公開は行わないものとする。

## 12 情報セキュリティ自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ自己点検を実施する。

## 13 見直しの実施

ネットワークや情報システムの変更、新たな情報資産への脅威等、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

## 第2章 情報セキュリティ対策基準

情報セキュリティ対策基準とは、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策の基準である。

### 1 組織体制

(1) 最高情報セキュリティ責任者[CISO](Chief Information Security Officer) (以下「CISO」という。)

- ① 副市長をCISOとする。CISOは、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。
- ② CISOは、情報セキュリティインシデントに対処するための体制(CSIRT: Computer Security Incident Response Team、以下「セキュリティ対策チーム」という。)を整備し、役割を明確化する。

(2) 統括情報セキュリティ責任者

- ① 総務部長を、CISO直属の統括情報セキュリティ責任者とする。統括情報セキュリティ責任者はCISOを補佐しなければならない。
- ② 統括情報セキュリティ責任者は、本市の全てのネットワークにおける情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。
- ③ 統括情報セキュリティ責任者は、本市の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。
- ④ 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者及び情報システム担当者に対して、情報セキュリティに関する指導及び助言を行う権限を有する。
- ⑤ 統括情報セキュリティ責任者は、本市の情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合に、CISOの指示に従い、CISOが不在の場合には自らの判断に基づき、必要かつ十分な措置を実施する権限及び責任を有する。
- ⑥ 統括情報セキュリティ責任者は、本市の共通的なネットワーク、情報システム及び情報資産に関する情報セキュリティ実施手順の維持・管理等を行う権限及び責任を有する。
- ⑦ 統括情報セキュリティ責任者は、緊急時等の円滑な情報共有を図るため、CISO、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、情報システム担当者を網羅する連絡体制を含めた緊急連絡網を整備しなければならない。
- ⑧ 統括情報セキュリティ責任者は、緊急時にはCISOに早急に報告を行うとともに、回復のための対策を講じなければならない。
- ⑨ 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程に係る課題及び問題点を含む運用状況を適時に把握し、必要に応じてCISOにその内容を報告しなければならない。

(3) 情報セキュリティ責任者

- ① 各部の長、行政委員会等の事務局の長、消防長を情報セキュリティ責任者とする。
- ② 情報セキュリティ責任者は、当該部局等の情報セキュリティ対策に関する統括的な権限及び責任を有する。
- ③ 情報セキュリティ責任者は、その所管する部局等において所有している情報システムの追加、変更、運用、見直し等を行う統括的な権限及び責任を有する。
- ④ 情報セキュリティ責任者は、その所管する部局等において所有している情報システムについて、緊急時等における連絡体制の整備、情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約並びに職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。

(4) 情報セキュリティ管理者

- ① 各課等の長、各支所長、行政委員会等の事務局の長、消防本部各課及び消防署の長を情報セキュリティ管理者とする。
- ② 情報セキュリティ管理者は、その所管する課室等の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。
- ③ 情報セキュリティ管理者は、その所管する課室等において所有している情報システムの追加、変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。
- ④ 情報セキュリティ管理者は、所管する情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の策定・維持・管理を行う。
- ⑤ 情報セキュリティ管理者は、その所掌する課室等において、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合には、情報セキュリティ責任者、情報システム管理者へ速やかに報告を行い、指示を仰がなければならない。

(5) 情報システム管理者

- ① 行政管理課長を情報システム管理者とする。情報システム管理者は統括情報セキュリティ責任者を補佐しなければならない。
- ② 情報システム管理者は、本市の全ての情報セキュリティ対策に関する助言及び指示を行う。
- ③ 情報システム管理者は、本市の全ての情報システムの追加、変更、運用、見直し等に関し、助言及び指示を行う。

(6) 情報システム担当者

- ① 行政管理課DX推進係の職員を情報システム担当者とする。
- ② 情報システム担当者は、情報システム管理者の指示等に従い、情報システムの追加、変更等の作業を行う。

(7) ICT推進リーダー

- ① 情報セキュリティ管理者は、所属の職員からICT推進リーダーの職務を適正に果たせると認める職員を指名する。

- ② ICT推進リーダーは、情報セキュリティ管理者をサポートし、職場における情報セキュリティ対策を推進する。

(8) セキュリティ対策チームの設置・役割

- ① 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び情報システム担当者をセキュリティ対策チームの構成員とする。
- ② 統括情報セキュリティ責任者をセキュリティ対策チーム責任者とする。
- ③ セキュリティ対策チームは、情報セキュリティインシデントについて情報セキュリティ管理者等より報告を受けた場合には、その状況を確認し、CISOへ報告しなければならない。
- ④ セキュリティ対策チームは、CISOによる情報セキュリティ戦略の意思決定が行われた際には、その内容に関係部局等に提供しなければならない。
- ⑤ 情報セキュリティインシデントを認知した場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し、CISO、総務省、千葉県等へ報告しなければならない。
- ⑥ セキュリティ対策チームは、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し、報道機関への通知・公表対応を行わなければならない。
- ⑦ セキュリティ対策チームは、情報セキュリティに関して、関係機関やほかの地方公共団体の情報セキュリティに関する統一的な窓口の機能を有する部署、委託事業者等との情報共有を行わなければならない。

## 2 情報資産の分類と管理

(1) 情報資産の分類

本市における情報資産は、機密性、完全性及び可用性により、次のとおり分類し、必要に応じ取扱制限を行うものとする。

① 機密性による情報資産の分類

| 分類 | 分類基準                                                        | 情報資産の例                                                                                                                                            | 取扱/制限事項                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3  | 成田市情報公開条例第7条に規定する不開示情報のうち、特定の職員等又は組織など、業務上必要とする最小限の者のみが扱う情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイル</li> <li>・ 基幹系ネットワークで取り扱う情報資産</li> <li>・ その他、行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報資産</li> </ul> | <p>分類2に掲げる対策の他、以下に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暗号化やパスワード設定し、保管すること</li> <li>・ インターネットに接続したパソコンでの作成・保管・複製の禁止（ISMAP又はクラウドサービスにおける第三者認証（ISO/IEC27017、ISO/IEC27018等）登録サービスは利用可）</li> </ul> <p>なお、特定個人情報については、上記に掲げる対策他、法令に定める事務以外での取扱いを禁止する。</p> |

|   |                                             |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 成田市情報公開条例第7条に規定する不開示情報のうち、分類3に該当する情報以外の情報資産 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産</li> <li>・ 情報系ネットワークで取り扱う情報資産</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウイルス対策を徹底すること</li> <li>・ 必要以上の複製及び配付の禁止</li> <li>・ 情報の送信、情報資産の運搬・提供時には暗号化・パスワード設定や鍵付きケースへ格納すること</li> <li>・ 復元不可能な処理を施して廃棄すること</li> <li>・ 信頼のできるネットワーク回線を選択すること</li> <li>・ 外部で情報処理を行う際は、あらかじめ安全管理措置を規定すること</li> <li>・ 電磁的記録媒体は施錠可能な場所へ保管すること</li> <li>・ 保管場所の制限、保管場所への必要以上の電磁的記録媒体等の持ち込み禁止</li> <li>・ 許可された者以外の閲覧を制限すること</li> </ul> |
| 1 | 分類2又は分類3の情報資産以外の情報資産                        | ・ ホームページ掲載情報等                                                                                                                                   | -                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## ② 完全性による情報資産の分類

| 分類 | 分類基準                                                                                  | 情報資産の例                                                                                                                | 取扱/制限事項                                                                                                                                                                                        |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2  | 行政事務で取り扱う情報資産のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、住民の権利が侵害される、又は行政事務の適確な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報資産 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹系ネットワークで取り扱う情報資産</li> <li>・ 契約書</li> <li>・ 会計情報</li> <li>・ 公文書等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バックアップの作成、保管</li> <li>・ 権限を与えられた者だけが、アクセスできるようなシステム構築</li> <li>・ ウイルス対策の徹底</li> <li>・ 外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定</li> <li>・ 電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管</li> </ul> |
| 1  | 分類2の情報資産以外の情報資産                                                                       | ・ 業務マニュアル等                                                                                                            | -                                                                                                                                                                                              |

### ③ 可用性による情報資産の分類

| 分類 | 分類基準                                                                                               | 情報資産の例               | 取扱/制限事項                                                                                  |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2  | 行政事務で取り扱う情報資産のうち、滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、住民の権利が侵害される、又は行政事務の安定的な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報資産 | ・ 基幹系ネットワークで取り扱う情報資産 | ・ バックアップの作成、保管及び相当時間以内の復旧<br>・ 電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管<br>・ 無停電電源装置等の設置<br>・ サーバやネットワーク等の冗長化 |
| 1  | 分類2の情報資産以外の情報資産                                                                                    | ・ 業務マニュアル等           | -                                                                                        |

## (2) 情報資産の管理

### ① 管理責任

ア 情報セキュリティ管理者は、その所管する情報資産について管理責任を有する。

イ 情報資産が複製又は伝送された場合には、複製等された情報資産も(1)の分類に基づき管理しなければならない。

### ② 情報資産の分類の表示

職員等は、機密性2以上、完全性2、可用性2の情報資産について、ファイル(ファイル名、ファイルの属性(プロパティ)、ヘッダー・フッター等)、格納する電磁的記録媒体のラベル等、文書の隅等に、情報資産の分類を表示し、必要に応じて取扱制限についても明示する等適正な管理を行わなければならない。

### ③ 情報の作成

ア 職員等は、業務上必要のない情報を作成してはならない。

イ 情報を作成する者は、情報の作成時に(1)の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限を定めなければならない。

ウ 情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止しなければならない。また、情報の作成途上で不要になった場合は、当該情報を消去しなければならない。

### ④ 情報資産の入手

ア 庁内の者が作成した情報資産を入手した者は、入手元の情報資産の分類に基づいた取扱いをしなければならない。

イ 庁外の者が作成した情報資産を入手した者は、(1)の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限を定めなければならない。

ウ 情報資産を入手した者は、入手した情報資産の分類が不明な場合、情報セキュリティ管理者に判断を仰がなければならない。

⑤ 情報資産の利用

- ア 情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。
- イ 情報資産を利用する者は、情報資産の分類に応じ、適正な取扱いをしなければならない。
- ウ 情報資産を利用する者は、電磁的記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って、当該電磁的記録媒体を取り扱わなければならない。

⑥ 情報資産の保管

- ア 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適正に保管しなければならない。
- イ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、情報資産を記録した電磁的記録媒体を長期保管する場合は、書込禁止の措置を講じなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、利用頻度が低い電磁的記録媒体や情報システムのバックアップで取得したデータを記録する電磁的記録媒体を長期保管する場合は、自然災害を被る可能性が低い場所に保管しなければならない。
- エ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、機密性2以上、完全性2又は可用性2の情報を記録した電磁的記録媒体を保管する場合、耐火、耐熱、耐水及び耐湿を講じた施錠可能な場所に保管しなければならない。

⑦ 情報の送信

- 電子メール等により機密性2以上の情報を送信する者は、必要に応じ、パスワード等による暗号化を行わなければならない。

⑧ 情報資産の運搬

- ア 車両等により機密性2以上の情報資産を運搬する者は、必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、パスワード等による暗号化を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。
- イ 機密性2以上の情報資産を運搬する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。

⑨ 情報資産の提供・公表

- ア 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、必要に応じパスワード等による暗号化を行わなければならない。
- イ 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、住民に公開する情報資産について、完全性を確保しなければならない。

⑩ 情報資産の廃棄等

- ア 情報資産の廃棄やOA機器のリース返却等を行う者は、情報を記録している電磁的記録媒体について、情報セキュリティ実施手順に基づき、その情報の機密性に応じて、情報を復元できないように処置しなければならない。
- イ 情報資産の廃棄やOA機器のリース返却等を行う者は、行った処理について、



日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。

ウ 情報資産の廃棄やOA機器のリース返却等を行う者は、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

### 3 情報システム全体の強靱性の向上

#### (1) 基幹系（マイナンバー利用事務系）

##### ① 基幹系と他の領域との分離

基幹系と他の領域を通信できないようにしなければならない。基幹系と外部との通信をする必要がある場合には、通信経路の限定（MACアドレス、IPアドレス）及びアプリケーションプロトコル（ポート番号）のレベルでの限定を行わなければならない。また、その外部接続先についてもインターネット等と接続してはならない。ただし、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先については、この限りではなく、L GWANを経由して、インターネット等と基幹系（マイナンバー利用事務系）との双方向通信での移送を可能とする。

##### ② 情報のアクセス及び持ち出しにおける対策

ア 情報システムが正規の利用者かどうかを判断する認証手段のうち、二つ以上を併用する認証（多要素認証）を利用しなければならない。

イ 原則として、USBメモリ等の電磁的記録媒体による端末からの情報持ち出しができないように設定しなければならない。

#### (2) 情報系（L GWAN接続系）

##### ① 情報系とインターネット接続系は両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信だけを許可できるようにしなければならない。なお、メールやデータを情報系に取り込む場合は、次の実現方法等により、無害化通信を図らなければならない。

（ア）インターネット環境で受信したインターネットメールの本文のみを情報系に転送するメールテキスト化方式

（イ）インターネット接続系の端末から、情報系の端末へ画面を転送する方式

（ウ）危険因子をファイルから除去し、又は危険因子がファイルに含まれていないことを確認し、インターネット接続系から取り込む方式

#### (3) インターネット接続系

##### ① インターネット接続系においては、通信パケットの監視、ふるまい検知等の不正通信の監視機能の強化により、情報セキュリティインシデントの早期発見と対処及びL GWANへの不適切なアクセス等の監視等の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

##### ② 千葉県及び県内自治体のインターネットとの通信を集約する千葉県自治体情報セキュリティクラウドに参加するとともに、関係省庁や千葉県と連携しながら、情報セキュリティ対策を推進しなければならない。

## 4 物理的セキュリティ

### (1) サーバ等の管理

#### ① 機器の取付け

- ア 情報システム管理者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適正に固定する等、必要な措置を講じなければならない。
- イ 重要な情報資産を格納しているサーバは、ミラーリング等によるデータの二重化を図るなど、障害発生時に対応できるよう措置を講じなければならない。
- ウ ネットワーク管理者、情報システム管理者及び契約により操作を認められた委託事業者以外の者が容易に操作できないように、利用者のID、パスワードの設定等の措置を施さなければならない。
- エ 無線LANの導入に当たっては、情報資産を送信する際には経路を暗号化する等、十分な漏洩防止策を実施しなければならない。なお、マイナンバー利用事務系においては、無線LANは利用しないこととしなければならない。

#### ② 機器の電源

- ア 情報システム管理者は、統括情報セキュリティ責任者及び施設管理部門と連携し、サーバ等の機器の電源について、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が適正に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付けなければならない。
- イ 情報システム管理者は、統括情報セキュリティ責任者及び施設管理部門と連携し、落雷等による過電流に対して、サーバ等の機器を保護するための措置を講じなければならない。

#### ③ 通信ケーブル等の配線

- ア 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、施設管理部門と連携し、通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じなければならない。
- イ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、主要な箇所の通信ケーブル及び電源ケーブルについて、施設管理部門から損傷等の報告があった場合、連携して対応しなければならない。
- ウ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ネットワーク接続口（ハブのポート等）を他者が容易に接続できない場所に設置する等適正に管理しなければならない。
- エ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、自ら又は情報システム担当者及び契約により操作を認められた委託事業者以外の者が配線を変更、追加できないように必要な措置を講じなければならない。

#### ④ 機器の定期保守及び修理

- ア 情報システム管理者は、サーバ等の機器の定期保守を実施しなければならない。
- イ 情報システム管理者は、電磁的記録媒体を内蔵する機器を事業者修理に依頼する場合、原則、庁舎内など指定した場所で修理を行わせることとする。  
又、外部に持ち出して修理をしなければならない場合は、内容を消去した状態

で行わせなければならない。内容を消去できない場合、情報システム管理者は、事業者に故障を修理させるにあたり、修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結するほか、秘密保持体制の確認等を行わなければならない。

⑤ 機器の廃棄等

情報システム管理者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合、情報セキュリティ実施手順に基づき、記録されている情報の機密性に応じて、電磁的記録媒体の情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。

(2) 管理区域

① 管理区域の構造等

ア 管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。

イ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、管理区域を地階又は1階に設けてはならない。また、外部からの侵入が容易にできないような管理区域としなければならない。

ウ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、施設管理部門と連携して、管理区域から外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能等によって許可されていない立入りを防止しなければならない。

エ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、サーバ室内の機器等に、転倒及び落下防止等の耐震対策、防火措置等を講じなければならない。

オ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、施設管理部門と連携して、管理区域を囲む外壁等の床下開口部を全て塞がなければならない。

カ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、管理区域に配置する消火薬剤や消防用設備等が、機器及び電磁的記録媒体等に影響を与えないようにしなければならない。

② 管理区域の入退室管理等

ア 情報システム管理者は、管理区域への入退室を許可された者のみに制限し、ICカード又は静脈認証等の生体認証及びパスワードによる入退室管理及び入退室管理簿の記載による入退室管理を行わなければならない。

イ 職員等及び委託事業者は、管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。

ウ 外部からの訪問者が管理区域に入る場合には、情報システム担当者の承認を得なければならない。

エ 情報システム管理者は、機密性2以上の情報資産を扱うシステムを設置している管理区域について、当該情報システムに関連しない、または個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませないようにしなければならない。

③ 機器等の搬入出

ア 情報システム管理者は、搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響について、あらかじめ職員又は委託事業者を確認を行わせなければならない。

イ 情報システム管理者は、サーバ室の機器等の搬入出について、職員を立ち合わせなければならない。

### (3) 通信回線及び通信回線装置の管理

- ① 統括情報セキュリティ責任者は、庁内の通信回線及び通信回線装置を、施設管理部門と連携し、適正に管理しなければならない。また、通信回線及び通信回線装置に関連する文書を適正に保管しなければならない。
- ② 統括情報セキュリティ責任者は、情報システムのセキュリティ要件として策定した情報システムのネットワーク構成に関する要件内容に従い、通信回線装置に対して適切なセキュリティ対策を実施しなければならない。
- ③ 統括情報セキュリティ責任者は、外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らさなければならない。
- ④ 統括情報セキュリティ責任者は、機密性2以上の情報資産を取り扱う情報システムに通信回線を接続する場合、必要なセキュリティ水準を検討の上、適正な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならない。
- ⑤ 統括情報セキュリティ責任者は、ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策を実施しなければならない。
- ⑥ 統括情報セキュリティ責任者は、可用性2の情報を取り扱う情報システムが接続される通信回線について、継続的な運用を可能にする回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、回線を冗長構成にする等の措置を講じなければならない。

### (4) 職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理

- ① 情報システム管理者は、盗難防止のため、執務室等で利用するパソコンのワイヤーによる固定、モバイル端末及び電磁的記録媒体の使用時以外の施錠保管等の物理的措置を講じなければならない。電磁的記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。
- ② 情報システム管理者は、職員等が機密性2以上の情報資産を使用する場合、ログインに際し、パスワード、ICカード、或いは生体認証等複数の認証情報の入力が必要とするように設定しなければならない。
- ③ 情報システム管理者は、端末の電源起動時のパスワード(BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等)を併用しなければならない。
- ④ 情報システム管理者は、基幹系では、「知識」、「所持」、「存在」を利用する認証手段のうち二つ以上を併用する認証(多要素認証)を行うよう設定しなければならない。
- ⑤ 情報システム管理者は、パソコンやモバイル端末等におけるデータの暗号化等の機能を有効に利用しなければならない。端末にセキュリティチップが搭載されている場合、その機能を有効に活用しなければならない。同様に、電磁的記録媒体についてもデータ暗号化機能を備える媒体を使用しなければならない。

- ⑥ 情報システム管理者は、モバイル端末の庁外での業務利用の際は、上記対策に加え、遠隔消去機能を利用する等の措置を講じなければならない。
- ⑦ 情報システム管理者は、スマートフォン、電磁的記録媒体等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

## 5 人的セキュリティ

### （１）職員等の遵守事項

#### ① 職員等の遵守事項

##### ア 情報セキュリティポリシー等の遵守

職員等は、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰がなければならない。

##### イ 業務以外の目的での使用の禁止

職員等は、業務以外の目的で情報資産の外部への持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行ってはならない。

##### ウ 外部における情報処理作業の制限

C I S Oは、重要な情報資産（機密性2以上、可用性2、完全性2）の情報資産を外部で処理する場合における安全措置を定めなければならない。

##### エ パソコン等の持ち出し制限

職員等は、本市のモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

##### オ 持ち出しの記録

情報システム管理者は、モバイル端末、電磁的記録媒体等の持ち出しについて、記録を作成し、保管しなければならない。

##### カ 支給以外のパソコン等の業務利用

職員等は、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等を原則業務に利用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、支給以外の端末の利用に係る規定を整備し、必要なセキュリティ対策を講じたうえで統括情報セキュリティ責任者の許可を得た場合に限り利用することができる。

##### キ パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更の禁止

職員等は、パソコンやモバイル端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を情報システム管理者の許可なく変更してはならない。

##### ク 机上の端末等の管理

職員等は、パソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体及び情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報資産を閲覧されることがないように、離席時のパソコン、モバイル端末の口

ックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適正な措置を講じなければならない。

#### ケ 退職時等の遵守事項

職員等は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

### ② 職員等のうち会計年度任用職員への対応

#### ア 情報セキュリティポリシー等の遵守

情報セキュリティ管理者は、職員等のうち会計年度任用職員に対し、採用時に情報セキュリティポリシー等のうち、会計年度任用職員が守るべき内容を理解させ、また実施及び遵守させなければならない。

#### イ 情報セキュリティポリシー等の遵守に対する同意

情報セキュリティ管理者は、職員等のうち会計年度任用職員の採用の際、必要に応じ、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めるものとする。

#### ウ インターネット接続及び電子メール使用等の制限

情報セキュリティ管理者は、職員等のうち会計年度任用職員にパソコンやモバイル端末による作業を行わせる場合において、インターネットへの接続及び電子メールの使用等が不要の場合、これを利用できないようにしなければならない。

### ③ 情報セキュリティポリシー等の掲示

情報セキュリティ管理者は、職員等が常に情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるように掲示しなければならない。

### ④ 委託事業者に対する説明

ア 情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を委託事業者が発注する場合、委託事業者から再委託事業者も含めて、情報セキュリティポリシー等のうち委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならない。

イ 重要な情報資産（機密性2以上、可用性2、完全性2）に関しては、情報システムにおける取り扱いのみでなく、外部施設との搬入出時においても情報資産を暗号化、又は認証等アクセス制限を施すなど社会通念上安全が確保された措置を講じる旨を契約書に明記しなければならない。

## （2）研修

### ① 情報セキュリティに関する研修の実施

C I S Oは、全ての職員等に対する情報セキュリティに関する研修を定期的実施しなければならない。

ア 研修は、職員等に対し、毎年度1回は情報セキュリティ研修を受講できるようにしなければならない。

イ 新規採用の職員等を対象とする情報セキュリティに関する研修を実施しなけれ

ばならない。

② 研修への参加

全ての職員等は、積極的に研修に参加しなければならない。

③ 緊急時対応訓練

C I S Oは、緊急時対応を想定した訓練を定期的実施しなければならない。

(3) 情報セキュリティインシデントの報告

① 庁内での情報セキュリティインシデントの報告

ア 職員等は、情報セキュリティインシデントを認知した場合、速やかに情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

イ 報告を受けた情報セキュリティ管理者は、当該事故等が情報システムに関連する場合、速やかに情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に報告しなければならない。

ウ 情報システム管理者は、報告のあった事故等について、必要に応じてC I S O及び統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

エ I C T推進リーダーは、所属する課等において、情報セキュリティインシデントが発生した場合、情報セキュリティ管理者をサポートし、当該セキュリティインシデントに対する初動対応を行わなければならない。

オ 情報セキュリティインシデントにより、個人情報・特定個人情報の漏えい等が発生した場合、必要に応じて個人情報保護委員会へ報告しなければならない。

② 住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告

ア 職員等は、本市が管理するネットワーク及び情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて、住民等外部から報告を受けた場合、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

イ 報告を受けた情報セキュリティ管理者は、当該事故等が情報システムに関連する場合、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に報告しなければならない。

ウ 情報セキュリティ管理者は、当該情報セキュリティインシデントについて、必要に応じてC I S O及び情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

③ 情報セキュリティインシデント原因の究明・記録、再発防止等

ア セキュリティ対策チームは、報告された情報セキュリティインシデントの可能性について状況を確認し、情報セキュリティインシデントであると評価した場合、C I S Oに速やかに報告しなければならない。

イ セキュリティ対策チームは、情報セキュリティインシデントに係る情報セキュリティ責任者に対し、被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び復旧に係る指示を行わなければならない。また、同様の情報セキュリティインシデントが別の情報システムにおいても発生している可能性を検討し、必要に応じて当該情報システムを所管する情報システム管理者へ確認を指示しなければならない。

ウ セキュリティ対策チームは、これらの情報セキュリティインシデントの原因を

究明し、記録を保存しなければならない。また、情報セキュリティインシデントの原因究明の結果から、再発防止策を検討し、CISOに報告しなければならない。

エ CISOは、セキュリティ対策チームから、情報セキュリティインシデントについて報告を受けた場合、その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

#### (4) ID及びパスワード等の管理

##### ① ICカード等の取扱い

職員等は、自己の管理するICカード等に関し、次の事項を遵守しなければならない。

ア 業務上必要のないときは、ICカード等をカードリーダー又はパソコン等の端末のスロット等から抜いておかななければならない。

イ ICカード等を紛失した場合には、速やかに情報システム担当者に報告し、指示に従わなければならない。

ウ 情報システム管理者は、ICカード等の紛失等の報告があり次第、当該ICカード等を使用したアクセス等を速やかに停止しなければならない。

##### ② IDの取扱い

職員等は、自己の管理するIDに関し、次の事項を遵守しなければならない。

ア 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。

イ 共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。

##### ③ パスワードの取扱い

職員等は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

ア パスワードは他者に知られないように管理しなければならない。

イ パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。

ウ パスワードは基本的に十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。

エ パスワードが流出した恐れがある場合には、情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更しなければならない。

オ 複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で用いてはならない。

カ 仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更しなければならない。

キ パソコン等の端末にパスワードを記憶させてはならない。

ク 職員間でパスワードを共有してはならない（ただし、共用IDに対するパスワードは除く）。

## 6 技術的セキュリティ

### (1) 情報システムの管理

#### ① 文書ファイルサーバ等の設定等



- ア 情報システム管理者は、職員等が使用できる文書ファイルサーバ及び画像ファイルサーバの容量を設定し、職員等に周知しなければならない。
  - イ 情報システム管理者は、文書ファイルサーバを課室等の単位で構成し、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように、設定しなければならない。
  - ウ 職員等は、情報保護のため重要な情報を文書ファイルサーバ及び画像ファイルサーバに保存しなければならない。また、重要な情報をパソコン等の端末に保存してはならない。
- ② バックアップの実施
- ア 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ファイルサーバ等に記録された情報について、サーバの冗長化対策にかかわらず、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。
  - イ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、重要な情報を取り扱うサーバ装置については、適切な方法でサーバ装置のバックアップを取得しなければならない。
- ③ 他団体との情報システムに関する情報等の交換
- 情報システム管理者は、他の団体と情報システムに関する情報及びソフトウェアを交換する場合、その取扱いに関する事項をあらかじめ定め、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。
- ④ システム管理記録及び作業の確認
- ア 情報システム管理者は、所管する情報システムの運用において実施した作業について、作業記録を作成しなければならない。
  - イ 情報システム管理者は、所管するシステムにおいて、システム変更等の作業を行った場合は、作業内容について記録を作成し、詐取、改ざん等をされないように適正に管理し、運用・保守によって機器の構成や設定情報等に変更があった場合は、情報セキュリティ対策が適切であるか確認し、必要に応じて見直さなければならない。
  - ウ 情報システム管理者又は情報システム担当者及び契約により操作を認められた委託事業者がシステム変更等の作業を行う場合は、2名以上で作業し、互いにその作業を確認しなければならない。
- ⑤ 情報システム仕様書等の管理
- 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ネットワーク構成図、情報システム仕様書について、記録媒体にかかわらず、業務上必要とする者以外の者が閲覧したり、紛失等がないよう、適正に管理しなければならない。
- ⑥ ログの取得等
- ア 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。
  - イ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、アクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように必要な措置を講じなければならない。
  - ウ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、システムから自動出

力したアクセス記録等について、必要に応じ、外部記録媒体にバックアップしなければならない。

エ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、必要に応じ、悪意ある第三者からの攻撃等の有無について、点検等を実施しなければならない。

⑦ 障害記録

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等からのシステム障害の報告、システム障害に対する処理結果又は問題等を、障害記録として記録し、適正に保存しなければならない。

⑧ ネットワークの接続制御、経路制御等

ア 統括情報セキュリティ責任者は、フィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を設定しなければならない。

イ 統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適正なアクセス制御を施さなければならない。

ウ 統括情報セキュリティ責任者は、保守又は診断のために、外部の通信回線から内部の通信回線に接続された機器等に対して行われるリモートメンテナンスに係る情報セキュリティを確保しなければならない。また、情報セキュリティ対策について、定期的な確認により見直さなければならない。

⑨ 外部の者が利用できるシステムの分離等

情報システム管理者は、電子申請の汎用受付システム等、外部の者が利用できるシステムについて、必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置を講じなければならない。

⑩ 外部ネットワークとの接続制限等

ア 情報システム管理者は、所管するネットワークを外部ネットワークと接続しようとする場合には、CISO及び統括情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

イ 情報システム管理者は、接続しようとする外部ネットワークに係るネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を詳細に調査し、庁内の全てのネットワーク、情報システム等の情報資産に影響が生じないことを確認しなければならない。

ウ 情報システム管理者は、接続した外部ネットワークの瑕疵によりデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等による業務への影響が生じた場合に対処するため、当該外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任を契約上担保しなければならない。

エ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ウェブサーバ等をインターネットに公開する場合、次のセキュリティ対策を実施しなければならない。

- i 庁内ネットワークへの侵入を防御するために、ファイアウォール等を外部ネットワークとの境界に設置した上で接続しなければならない。
- ii 脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、ウェブサーバが備える機能のうち、必要な機能のみを利用しなければならない。

iii ウェブサーバからの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

iv 情報システム管理者は、ウェブコンテンツの編集作業を行う主体を限定しなければならない。

オ 情報システム管理者は、接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、統括情報セキュリティ責任者の判断に従い、速やかに当該外部ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

#### ⑪ 複合機のセキュリティ管理

ア 統括情報セキュリティ責任者は、複合機を調達する場合は、当該複合機が備える機能及び設置環境並びに取り扱う情報資産の分類及び管理方法に応じ、適正なセキュリティ要件を策定しなければならない。

イ 統括情報セキュリティ責任者は、複合機が備える機能について適正な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講じなければならない。

ウ 統括情報セキュリティ責任者は、複合機の運用を終了する場合、複合機の持つ電磁的記録媒体の全ての情報を抹消する又は再利用できないようにする対策を講じなければならない。

#### ⑫ I o T機器を含む特定用途機器のセキュリティ管理

統括情報セキュリティ責任者は、特定用途機器について、取り扱う情報、利用方法、通信回線への接続形態等により、何らかの脅威が想定される場合は、当該機器の特性に応じた対策を実施しなければならない。

#### ⑬ 無線LAN及びネットワークの盗聴対策

ア 統括情報セキュリティ責任者は、無線LANの利用を認める場合、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務付けなければならない。

イ 統括情報セキュリティ責任者は、機密性の高い情報を取り扱うネットワークについて、情報の盗聴等を防ぐため、暗号化等の措置を講じなければならない。

#### ⑭ 電子メールのセキュリティ管理

ア 統括情報セキュリティ責任者は、権限のない利用者により、外部から外部への電子メール転送（電子メールの中継処理）が行われることを不可能とするよう、電子メールサーバの設定を行わなければならない。

イ 統括情報セキュリティ責任者は、スパムメール等が内部から送信されていることを検知した場合は、メールサーバの運用を停止しなければならない。

ウ 統括情報セキュリティ責任者は、電子メールの送受信容量の上限を設定し、上限を超える電子メールの送受信を不可能にしなければならない。

エ 統括情報セキュリティ責任者は、職員等が使用できる電子メールボックスの容量の上限を設定し、上限を超えた場合の対応を職員等に周知しなければならない。

オ 統括情報セキュリティ責任者は、システム開発や運用、保守等のため庁舎内に常駐している委託事業者の作業員による電子メールアドレス利用について、委託事業者との間で利用方法を取り決めなければならない。

カ 統括情報セキュリティ責任者は、職員等が電子メールの送信等により情報資産を無断で外部に持ち出すことが不可能となるように添付ファイルの監視等によりシステム上措置を講じなければならない。

⑮ 電子メールの利用制限

ア 職員等は、原則自動転送機能を用いて、電子メールを転送してはならない。

イ 職員等は、業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。

ウ 職員等は、電子メールを送信する場合、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしなければならない。

エ 職員等は、重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。また、情報セキュリティ管理者は、情報システム管理者に報告しなければならない。

オ 職員等は、L G W A N又はV P N回線を使用した通信を行う場合を除き、ウェブで利用できる電子メール等を使用してはならない。

⑯ オンラインストレージサービス

職員等は、L G W A N又はV P N回線を使用した通信を行う場合を除き、ウェブで利用できるオンラインストレージサービス 等を使用してはならない。ただし、業務委託契約等において、データ連携の取り決めについて定められている場合、または、国等の公的機関から指定され、十分に安全性が確保されたネットワークストレージサービスについては、情報システム担当者による確認を得たうえで利用することができる。

⑰ 電子署名・暗号化

職員等は、情報資産の分類により定めた取扱制限に従い、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、C I S Oが定めた電子署名、パスワード等による暗号化等、セキュリティを考慮して、送信しなければならない。

⑱ 無許可ソフトウェアの導入等の禁止

ア 職員等は、パソコン等やモバイル端末に無断でソフトウェアを導入してはならない。

イ 職員等は、業務上の必要がある場合は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアを導入することができる。なお、導入する際は、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者が、ソフトウェアのライセンスを管理しなければならない。

ウ 職員等は、不正にコピーしたソフトウェアを利用してはならない。

⑲ 機器構成の変更の制限

ア 職員等は、パソコン等やモバイル端末に対し機器の改造及び増設・交換を行ってはならない。

イ 職員等は、業務上、パソコン等やモバイル端末に対し機器の改造及び増設・交換を行う必要がある場合には、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得なければならない。

⑳ 業務外ネットワークへの接続の禁止

ア 職員等は、支給された端末を、有線・無線を問わず、その端末を接続して利用

するよう情報システム管理者によって定められたネットワークと異なるネットワークに接続してはならない。

イ 情報セキュリティ管理者は、支給した端末について、端末に搭載されたOSのポリシー設定等により、端末を異なるネットワークに接続できないよう技術的に制限しなければならない。

②① 業務以外の目的でのウェブ閲覧の禁止

ア 職員等は、業務以外の目的でウェブを閲覧してはならない。

イ 統括情報セキュリティ責任者は、職員等のウェブ利用について、明らかに業務に関係のないサイトを閲覧していることを発見した場合は、情報セキュリティ管理者に通知し適正な措置を求めなければならない。

②② Web会議サービスの利用時の対策

ア 統括情報セキュリティ責任者は、Web会議を適切に利用するための利用手順を定めなければならない。

イ 職員等は、本市の定める利用手順に従い、Web会議の参加者や取り扱う情報に応じた情報セキュリティ対策を実施すること。

ウ 職員等は、Web会議を主催する場合、会議に無関係の者が参加できないよう対策を講ずること。

エ 職員等は、外部からWeb会議に招待される場合は、本市の定める利用手順に従い、必要に応じて利用申請を行い、承認を得なければならない。

②③ ソーシャルメディアサービスの利用

ア 情報セキュリティ管理者は、本市が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用する場合、情報セキュリティ対策に関する次の事項を含めたソーシャルメディアサービス運用手順を定めなければならない。

i 本市のアカウントによる情報発信が、実際に本市のものであることを明らかにするために、本市の自己管理ウェブサイト（市HP等）に当該情報を掲載して参照可能とするとともに、当該アカウントの自由記述欄等にアカウントの運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を実施すること。

ii パスワードや認証のためのコード等の認証情報及びこれを記録した媒体（ICカード等）等を適正に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を実施すること。

iii 利用手続及び運用手順

イ 機密性2以上の情報はソーシャルメディアサービスで発信してはならない。ただし、身体人命に危険が及ぶ可能性の高い相談事業（いじめ、虐待相談等）において、緊急性を要する相談（画像含む）がソーシャルメディアサービス上で寄せられ、例外的にソーシャルメディアサービス上で要機密情報を含む緊急対応を行う場合は、この限りではない。

ウ 利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めなければならない。

エ アカウント乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするための措置を講じなければならない。また、情報システム管理者に報告しなければならない。

オ 可用性2の情報の提供にソーシャルメディアサービスを用いる場合は、本市の

自己管理ウェブサイト当該情報を掲載して参照可能とすること。

## (2) アクセス制御

### ① アクセス制御等

#### ア アクセス制御

- i 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、所管するネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように必要最小限の範囲で適切に設定する等、システム上制限しなければならない。
- ii 情報システム管理者は、取り扱う情報の重要度に応じてパスワード以外に指紋認証等の二要素認証を併用しなければならない。

#### イ 利用者 I D の取扱い

- i 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴う利用者 I D の取扱い等の方法を定めなければならない。
- ii 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者に通知しなければならない。
- iii 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、利用されていない I D が放置されないよう、人事管理部門と連携し、点検しなければならない。
- iv 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、主体から対象に対する不要なアクセス権限が付与されていないか定期的に確認しなければならない。

#### ウ 特権を付与された I D の管理等

- i 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、管理者権限等の特権を付与された I D を利用する者を必要最小限にし、当該 I D のパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該 I D 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。
- ii 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、管理者権限の特権を持つ主体の識別コード及び主体認証情報が、悪意ある第三者等によって窃取された際の被害を最小化するための措置及び、内部からの不正操作や誤操作を防止するための措置を講じなければならない。
- iii 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が指名し、C I S O が認めた者でなければならない。
- iv C I S O は、代行者を認めた場合、速やかに統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者に通知しなければならない。
- v 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、特権を付与された I D 及びパスワードの変更について、委託事業者に行わせてはならない。
- vi 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、特権を付与された

I Dを初期設定以外のものに変更しなければならない。

② 職員等による外部からのアクセス等の制限

ア 職員等が外部から内部のネットワーク又は情報システムにアクセスする場合は、統括情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得なければならない。

イ 統括情報セキュリティ責任者は、内部のネットワーク又は情報システムに対する外部からのアクセスを、アクセスが必要な合理的理由を有する必要最小限の者に限定しなければならない。

ウ 統括情報セキュリティ責任者は、外部からのアクセスを認める場合、システム上利用者の本人確認を行う機能を確保しなければならない。

エ 統括情報セキュリティ責任者は、外部からのアクセスを認める場合、通信途上の盗聴を防御するために暗号化等の措置を講じなければならない。

オ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部からのアクセスに利用するモバイル端末を職員等に貸与する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。

カ 職員等は、外部から持ち帰ったモバイル端末を庁内のネットワークに接続する前に、コンピュータウイルスに感染していないこと、パッチの適用状況等を確認しなければならない。

キ 統括情報セキュリティ責任者は、内部のネットワーク又は情報システムに対するインターネットを介した外部からのアクセスを原則として禁止しなければならない。ただし、止むを得ず接続を許可する場合は、利用者 I D、パスワード及び生体認証に係る情報等の認証情報又はこれを記録した媒体（I Cカード等）による認証に加えて通信内容の暗号化等、情報セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。

ク 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、認証情報を厳重に管理しなければならない。認証情報ファイルを不正利用から保護するため、オペレーティングシステム等で認証情報設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。

ケ 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、職員等に対してパスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、初回ログイン後直ちに仮のパスワードを変更させなければならない。

コ 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、認証情報の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

サ 情報システム管理者は、特権によるネットワーク及び情報システムへの接続時間を必要最小限に制限しなければならない。

(3) システム調達、導入、保守等

① 機器等及び情報システムの調達

ア 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システムの開発、導入、保守等の調達にあたっては、情報セキュリティ上問題のないことを、確認

しなければならない。

イ 情報セキュリティ管理者は、その所管する課室等が独自に情報システムの開発、導入、保守等の調達を行うときは、事前に情報システム管理者に報告し、情報セキュリティ上問題のないことを、確認しなければならない。

ウ 情報システム管理者は、機器及びソフトウェアの調達にあたっては、当該製品のセキュリティ機能を調査し、情報セキュリティ上問題のないことを確認しなければならない。

エ 情報セキュリティ管理者は、その所管する課室等が独自に機器及びソフトウェアの調達を行うときは、事前に情報システム管理者に報告し、当該製品のセキュリティ機能が情報セキュリティ上問題のないことを、確認しなければならない。

## ② 情報システムの導入

### ア 開発環境と運用環境の分離及び移行手順の明確化

i 情報システム管理者は、システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境を分離しなければならない。

ii 情報システム管理者は、システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発・保守計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

iii 情報システム管理者は、移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実にし、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるよう配慮しなければならない。

iv 情報システム管理者は、導入するシステムやサービスの可用性が確保されていることを確認した上で導入しなければならない。

v 情報システム管理者は、システム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書を適正に整備・保管しなければならない。

### イ テスト

i 情報システム管理者は、新たに情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

ii 情報システム管理者は、運用テストを行う場合、あらかじめ擬似環境による操作確認を行わなければならない。

iii 情報システム管理者は、個人情報及び機密性の高い生データを、テストデータに使用してはならない。

iv 情報システム管理者は、開発したシステムについて受け入れテストを行う場合、開発した組織と導入する組織が、それぞれ独立したテストを行わなければならない。

## ③ ソフトウェアの保守及び更新

情報システム管理者は、ソフトウェア等を更新、又はパッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性を確認しなければならない。

## ④ 情報システムの変更管理

情報システム管理者は、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しなければならない。



⑤ 開発・保守用のソフトウェアの更新等

情報システム管理者は、開発・保守用のソフトウェア等を更新又はパッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性を確認しなければならない。

⑥ システム更新又は統合時の検証等

情報システム管理者は、システム更新・統合時に伴うリスク管理体制の構築、移行基準の明確化及び更新・統合後の業務運営体制の検証を行わなければならない。

(4) 不正プログラム対策

① 統括情報セキュリティ責任者の措置事項

統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム対策として、次の事項を措置しなければならない。

ア 外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止しなければならない。

イ 外部ネットワークに送信するファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムの外部への拡散を防止しなければならない。

② 情報システム管理者の措置事項

情報システム管理者は、不正プログラム対策に関し、次の事項を措置しなければならない。

ア コンピュータウイルス等の不正プログラム情報を収集し、必要に応じ職員等に対して注意喚起しなければならない。

イ 所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアをシステムに常駐させなければならない。

ウ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保たなければならない。

エ 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。

オ インターネットに接続していないシステムにおいて、電磁的記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を職員等に利用させてはならない。また、不正プログラムの感染、侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施しなければならない。

③ 職員等の遵守事項

職員等は、不正プログラム対策に関し、次の事項を遵守しなければならない。

ア パソコン等やモバイル端末において、不正プログラム対策ソフトウェアが導入されている場合は、当該ソフトウェアの設定を変更してはならない。

イ 外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合には、必ず不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを行わなければならない。

- ウ 差出人が不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合は、速やかに削除しなければならない。なお、標的型攻撃と疑われる不審なメールについては削除する前に、情報システム管理者に報告し、指示に従わなければならない。
- エ 端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的  
に実施しなければならない。
- オ 添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合は、不正プログラム対策ソ  
フトウェアでチェックを行わなければならない。インターネット接続系で受信し  
たインターネットメール又はインターネット経由で入手したファイルをL GWA  
N接続系に取込む場合は、無害であることを確認した上で、取り込まなければな  
らない。
- カ 統括情報セキュリティ責任者が提供するウイルス情報を常に確認しなければな  
らない。
- キ コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる  
場合は、該当の端末のLANケーブルの取り外しや、通信を行わない設定への変  
更などを実施し、情報システム管理者に報告しなければならない。また、ICT  
推進リーダーは、その対応のサポートを行わなければならない。

#### (5) 不正アクセス対策

##### ① 統括情報セキュリティ責任者の措置事項

- ア 統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセス対策として、使用されていない  
ポートを閉鎖しなければならない。
- イ 不要なサービスについて、機能を削除又は停止しなければならない。
- ウ 統括情報セキュリティ責任者は、セキュリティ対策チームを指揮し、監視、通  
知、外部連絡窓口および適正な対応などを実施できる体制並びに連絡網を構築し  
なければならない。

##### ② 攻撃への対処

CISO及び統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受けた場合又は  
攻撃を受けるリスクがある場合は、システムの停止を含む必要な措置を講じなけ  
ればならない。また、総務省、千葉県等と連絡を密にして情報の収集に努めなけ  
ばならない。

##### ③ 記録の保存

CISO及び統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受け、当該攻撃  
が不正アクセス禁止法違反等の犯罪の可能性がある場合には、攻撃の記録を保存す  
るとともに、警察及び関係機関との緊密な連携に努めなければならない。

##### ④ 内部からの攻撃

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等及び委託事業者  
が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサ  
イトに対する攻撃を監視しなければならない。

##### ⑤ 職員等による不正アクセス

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等による不正アク

セスを発見した場合は、当該職員等が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知し、適正な処置を求めなければならない。

⑥ サービス不能攻撃

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部からアクセスできる情報システムに対して、第三者からサービス不能攻撃を受け、利用者がサービスを利用できなくなることを防止するため、情報システムの可用性を確保する対策を講じなければならない。

⑦ 標的型攻撃

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、標的型攻撃による内部への侵入を防止するために、教育等の人的対策を講じなければならない。また、標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）や内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵入範囲の拡大の困難度を上げる、外部との不正通信を検知して対処する対策（内部対策及び出口対策）を講じなければならない。

（６） セキュリティ情報の収集

① セキュリティホールに関する情報の収集・共有及びソフトウェアの更新等

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置等におけるセキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じ、関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急度に応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

② 不正プログラム等のセキュリティ情報の収集・周知

統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じ対応方法について、職員等に周知しなければならない。

③ 情報セキュリティに関する情報の収集及び共有

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報セキュリティに関する情報を収集し、必要に応じ、関係者間で共有しなければならない。また、情報セキュリティに関する社会環境や技術環境等の変化によって新たな脅威を認識した場合は、セキュリティ侵害を未然に防止するための対策を速やかに講じなければならない。

## 7 運用

（１） 情報システムの監視

ア 情報システムの運用・保守時の対策

i 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システムの運用・保守において、情報システムに実装された監視を含むセキュリティ機能を適切に運用しなければならない。

ii 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システムの情報セキュリティ対策について新たな脅威の出現、運用、監視等の状況により見直しを適時検討し、必要な措置を講じなければならない。

iii 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、重要な情報を取り

扱う情報システムについて、危機的事象発生時に適切な対処が行えるよう運用をしなければならない。

イ 情報システムの監視

- i 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視しなければならない。
- ii 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、重要なアクセスログ等を取得するサーバの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期ができる措置を講じなければならない。
- iii 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部と常時接続するシステムを常時監視しなければならない。

(2) 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認

① 遵守状況の確認及び対処

ア 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況について確認を行い、問題を認めた場合には、速やかにCISO及び統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

イ CISOは、発生した問題について、適正かつ速やかに対処しなければならない。

ウ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ネットワーク及びサーバ等のシステム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について、定期的に確認を行い、問題が発生していた場合には適正かつ速やかに対処しなければならない。

② パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の利用状況調査

CISO及びセキュリティ対策チームは、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、職員等が使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査することができる。

③ 職員等の報告義務

ア 職員等は、情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、直ちに情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

イ 報告を受けた情報セキュリティ管理者は、速やかに情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に報告しなければならない。

ウ 情報システム管理者は、当該違反行為について必要に応じて最高情報セキュリティ責任者[CISO]及び統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

エ 当該違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると統括情報セキュリティ責任者が判断した場合において、職員等は、情報セキュリティ実施手順及び緊急時対応マニュアルに従って適正に対処しなければならない。

(3) 侵害時の対応等

① 緊急時対応マニュアルの策定

C I S Oは、情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適正に実施するために、緊急時対応マニュアルを定めておき、セキュリティ侵害時には当該マニュアルに従って適正に対処しなければならない。

② 緊急時対応マニュアルに盛り込むべき内容

緊急時対応マニュアルには、以下の内容を定めなければならない。

ア 関係者の連絡先

イ 発生した事案に係る報告すべき事項

ウ 発生した事案への対応措置

エ 再発防止措置の策定

③ 緊急時対応マニュアルの見直し

C I S Oは、情報セキュリティを取り巻く状況の変化や組織体制の変動等に応じ、必要に応じて緊急時対応マニュアルの規定を見直さなければならない。

(4) 例外措置

① 例外措置の許可

情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用する場合、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、C I S Oの許可を得て、例外措置を講じることができる。

② 例外措置の申請書の管理

C I S Oは、例外措置の申請書及び審査結果を適正に保管しなければならない。

③ 緊急時の例外措置

情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することが不可避のときは、C I S Oの許可を得て実施し、事後は速やかにC I S Oに報告しなければならない。

(5) 法令遵守

職員等は、職務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

① 地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号)

② 著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)

③ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)

④ 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)

⑤ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)

⑥ サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)

(6) 懲戒処分等

① 懲戒処分

情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。

② 違反時の対応

職員等の情報セキュリティポリシーに違反する行動を確認した場合には、速やかに次の措置を講じなければならない。

ア セキュリティ対策チーム等が違反を確認した場合は、速やかに当該職員等が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に報告し、適正な措置を求めなければならない。

イ 情報セキュリティ管理者の指導によっても改善されない場合、セキュリティ対策チームは、当該職員等のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止あるいは剥奪することができる。その後速やかに、統括情報セキュリティ責任者は、職員等の権利を停止あるいは剥奪した旨をCISO及び当該職員等が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。

## 8 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

(1) 業務委託

① 委託事業者の選定基準

ア 情報セキュリティ管理者は、委託事業者の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。

イ 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、事業者を選定しなければならない。

② 業務委託実施前の対策

情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、業務委託の実施までに、以下を全て含む事項を実施しなければならない。

ア 委託する業務内容の特定

イ 委託事業者の選定条件を含む仕様の策定

ウ 仕様に基づく委託事業者の選定

エ 情報セキュリティ要件を明記した契約の締結（契約項目）

情報システムの運用、保守等を業務委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ等に係る要件を明記した契約を締結しなければならない。

- ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
- ・個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置に関する取り決め
- ・委託事業者の責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所の特定
- ・提供されるサービスレベルの保証
- ・委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法
- ・委託事業者の従業員に対する教育の実施
- ・提供された情報の目的外利用及び委託事業者以外の者への提供の禁止

- ・業務上知り得た情報の守秘義務
- ・再委託に関する制限事項の遵守
- ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- ・市による監査、検査
- ・市による情報セキュリティインシデント発生時の公表
- ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定（損害賠償等）

オ 委託事業者が重要情報を提供する場合、秘密保持契約（NDA）の締結

情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、業務委託の実施までに、委託の前提条件として、以下を全て含む事項の実施を委託事業者に求めなければならない。

- ・仕様に準拠した提案
- ・契約の締結
- ・委託事業者において重要情報を取り扱う場合は、秘密保持契約（NDA）の締結

### ③ 業務委託実施期間中の対策

ア 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、業務委託の実施期間において、以下を全て含む対策を実施しなければならない。

- i 委託判断基準に従った重要情報の提供
- ii 契約に基づき委託事業者が実施させる情報セキュリティ対策の履行状況の定期的な確認及び措置の実施
- iii 統括情報セキュリティ責任者へ措置内容の報告（重要度に応じてCISO に報告）
- iv 委託した業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を認知した場合又はその旨の報告を職員等より受けた場合における、委託事業の一時中断などの必要な措置を含む、契約に基づく対処の要求

イ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、業務委託の実施期間において、以下を全て含む対策の実施を委託事業者に求めなければならない。

- i 情報の適正な取扱いのための情報セキュリティ対策
- ii 契約に基づき委託事業者が実施する情報セキュリティ対策の履行状況の定期的な報告
- iii 委託した業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合における、委託事業の一時中断などの必要な措置を含む対処

### ④ 業務委託終了時の対策

ア 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、業務委託の終了に際して、以下を全て含む対策を実施しなければならない。

- i 業務委託の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことの確認を含む検収
- ii 委託事業者が提供した情報を含め、委託事業者において取り扱われた情報が確実に返却、廃棄又は抹消されたことの確認

イ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、業務委託の終了に際して、以下を全て含む対策の実施を委託事業者に求めなければならない。

- i 業務委託の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことの報告を含む検収の受検
- ii 提供を受けた情報を含め、委託業務において取り扱った情報の返却、廃棄又は抹消

## (2) 情報システムに関する業務委託

### ① 情報システムに関する業務委託における共通的対策

情報システム管理者は、情報システムに関する業務委託の実施までに、情報システムに本市の意図せざる変更が加えられないための対策に係る選定条件を委託事業者の選定条件に加え、仕様を策定しなければならない。

### ② 情報システムの構築を業務委託する場合の対策

情報システム管理者は、情報システムの構築を業務委託する場合は、契約に基づき、以下を全て含む対策の実施を委託事業者に求めなければならない。

ア 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

イ 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

ウ 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

### ③ 情報システムの運用・保守を業務委託する場合の対策

ア 情報システム管理者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件について、契約に基づき、委託事業者に実施を求めなければならない。

イ 情報システム管理者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、委託事業者が実施する情報システムに対する情報セキュリティ対策を適切に把握するため、当該対策による情報システムの変更内容について、契約に基づき、委託事業者に速やかな報告を求めなければならない。

## (3) 外部サービス（クラウドサービス）の利用（機密性2以上の情報を取り扱う場合）

### ① 機密性2以上の情報資産を取り扱う外部サービス（クラウドサービス）の選定

ア 情報セキュリティ管理者は、機密性2以上の情報資産を取り扱う外部サービス（クラウドサービス、以下、①から⑥までにおいて「クラウドサービス」という。）を利用する場合は、次の事項を含む情報セキュリティ対策をクラウドサービス提供者の選定条件に含めなければならない。

i クラウドサービスの利用を通じて本市が取り扱う情報のクラウドサービス提供者における目的外利用の禁止

ii クラウドサービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制

iii クラウドサービスの提供に当たり、クラウドサービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、本市の意図しない変更が加えられないための管理体制



- iv クラウドサービス提供者の資本関係・役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等をいう。)・実績及び国籍に関する情報提供並びに調達仕様書による施設の場所やリージョンの指定
- v 情報セキュリティインシデントへの対処方法
- vi 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
- vii 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
- イ 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、クラウドサービス提供者の選定条件に含めなければならない。
- ウ 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスの利用を通じて本市が取り扱う情報資産の分類を勘案し、必要に応じて次の事項をクラウドサービス提供者の選定条件に含めなければならない。
  - i 情報セキュリティ監査の受入れ
  - ii サービスレベルの保証
- エ 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスの利用を通じて本市が取り扱う情報資産に対して国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価してクラウドサービス提供者を選定し、必要に応じて本市の情報資産が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を選定条件に含めなければならない。
- オ 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービス提供者がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、クラウドサービス提供者の選定条件で求める内容をクラウドサービス提供者に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を本市に提供し、本市の承認を受けるよう、クラウドサービス提供者の選定条件に含めなければならない。また、再委託の承認の可否を判断しなければならない。
- カ 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスの特性を考慮した上で、クラウドサービスが提供する部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上で、情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえて、以下をすべて含むセキュリティ要件を定めなければならない。
  - i クラウドサービスに求める情報セキュリティ対策
  - ii クラウドサービスで取り扱う情報が保存される国・地域及び廃棄の方法
  - iii クラウドサービスに求めるサービスレベル
- キ 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断しなければならない。
- ② クラウドサービスの利用に係る調達、契約
  - ア 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスを調達する場合は、クラウドサービス提供者の選定基準及び選定条件並びにクラウドサービスの選定時に定め

たセキュリティ要件を調達仕様に含めなければならない。

イ 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスを調達する場合は、クラウドサービス提供者及びクラウドサービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、利用承認を得なければならない。また、調達仕様の内容を契約に含めなければならない。

③ クラウドサービスの利用承認

ア 情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスを利用する場合には、情報セキュリティ責任者へクラウドサービスの利用申請を行わなければならない。

イ 情報セキュリティ責任者は、前項のクラウドサービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定しなければならない。

ウ 情報セキュリティ責任者は、クラウドサービスの利用申請を承認した場合は、承認済みクラウドサービスとして記録し、情報セキュリティ管理者をクラウドサービス管理者として指名しなければならない。

④ クラウドサービスを利用した情報システムの導入、構築時の対策

ア 情報セキュリティ責任者は、クラウドサービスの特性や責任分界点に係る考え方等を踏まえ、次の事項を含むクラウドサービスを利用して情報システムを構築する際のセキュリティ対策を講じなければならない。

- i 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御
- ii 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
- iii 開発時におけるセキュリティ対策
- iv 設計・設定時の誤りの防止

イ クラウドサービス管理者は、前項の規定に対し、構築時に実施状況を確認・記録しなければならない。

⑤ クラウドサービスを利用した情報システムの運用、保守時の対策

ア 情報セキュリティ責任者は、クラウドサービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、次の事項を含むクラウドサービスを利用して情報システムを運用する際のセキュリティ対策を講じなければならない。

- i クラウドサービス利用方針の規定
- ii クラウドサービス利用に必要な教育
- iii 取り扱う資産の管理
- iv 不正アクセスを防止するためのアクセス制御
- v 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
- vi クラウドサービス内の通信の制御
- vii 設計・設定時の誤りの防止
- viii クラウドサービスを利用した情報システムの事業継続

イ クラウドサービス管理者は、クラウドサービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、クラウドサービスで発生したインシデントを認知した際の対処手順を講じなければならない。

ウ クラウドサービス管理者は、前各項の規定に対し、運用・保守時に実施状況を定期的に確認・記録しなければならない。

⑥ クラウドサービスを利用した情報システムの更改、廃棄時の対策

ア 情報セキュリティ責任者は、クラウドサービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、次の事項を含むクラウドサービスの利用を終了する際のセキュリティ対策を講じなければならない。

i クラウドサービスの利用終了時における対策

ii クラウドサービスで取り扱った情報の廃棄

iii クラウドサービスの利用のために作成したアカウントの廃棄

イ クラウドサービス管理者は、前項の規定に対し、クラウドサービスの利用終了時に実施状況を確認・記録しなければならない。

(4) 外部サービス（クラウドサービス）の利用（機密性2以上の情報を取り扱わない場合）

① クラウドサービスの利用に係る規定の整備

情報セキュリティ管理者は、以下を含む約款によるクラウドサービスの利用に関する規定を整備し、情報システム管理者による確認を得なければならない。また、当該サービスの利用において、機密性2以上の情報が取り扱われないように規定しなければならない。ただし、必要なセキュリティ対策を講じたうえで統括情報セキュリティ責任者の許可を得た場合は、この限りではない。

ア 約款によるサービスを利用して良い範囲

イ 業務により利用する約款によるクラウドサービス

ウ 利用手続及び運用手続

② 約款によるクラウドサービスの利用における対策の実施

職員等は、利用するサービスの約款、その他提供条件から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で約款によるクラウドサービスの利用を申請し、適正な措置を講じた上で利用しなければならない。

## 9 評価・見直し

(1) 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、当該部課の情報セキュリティが確保されていることを確認するため、自己点検を行い、必要に応じ改善措置を講じなければならない。

(2) CISOは、評価及び見直しが必要となる事象が発生した場合には、必要な見直しを行い、適正な情報セキュリティポリシーの維持及び運用に努めなければならない。

(3) CISOは、自己点検の結果及び情報セキュリティに関する状況の変化等をふまえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等について毎年度および重大な変化が発生した場合に、必要があると認めた場合、改善を行うものとする。